

# 小規模農家営農継続支援事業

営農継続を支援し、農地の保全や遊休農地化の未然防止、多様な担い手の確保を図るため、小規模農家（認定農業者以外の販売農家）が購入する農業用機械導入費の一部を助成します。

事業対象者	補助率	補助金額上限
北秋田市に住所を有し、市内で農業を営む認定農業者以外の販売農家	税抜事業費の 1/3 以内	30 万円

## 募集期間

令和4年4月1日～令和4年6月30日

（※募集期間を延長します）

### 【申請方法】

- 申請の際は、小規模農家営農継続支援事業実施計画書（様式第1号）を市役所農林課へ提出して下さい。
- なお、様式等については、市役所農林課に備え付けのほか、北秋田市ホームページからもダウンロードできます。

### 補助対象経費等

- 営農継続のために購入する、稲作・畑作・花き栽培用農業機械の導入費用を対象とする。
- なお、下取りがある場合は下取り価格控除後の購入費用とする。
- また、導入費用（税抜き）15万円に満たないもの、中古品、農業以外に使用可能な汎用性が高い農業機械（運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー等）は対象外とする。



本募集にあたりましては、助成金の総額に上限を設定させていただいております。そのため、募集期間内に上限に達した場合、支援事業は終了となります。期間内の申請であっても助成制度が受けられないこともありますので、十分ご理解いただき、ご確認のうえ、申請いただきますようお願いいたします。交付決定前の事業着手は認められませんのでご了承願います（事前契約不可）。

